

平成29年6月定例会 総務委員会（事前）

平成29年6月12日（月）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時48分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 「とくしま記念オーケストラ」を活用した音楽事業について（資料②）
- 第8次総量削減計画等について（資料③④⑤）
- 保育所等入所待機児童数（速報値）について（資料⑥）

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、6月定例県議会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成29年度一般会計補正予算（案）並びにその他の議案等といたしまして、平成28年度繰越明許費繰越計算書となっております。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、1,800万円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、139億4,502万6,000円となります。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、主要事項につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

次世代育成・青少年課関係でございます。

目名、児童福祉施設費、摘要欄①の児童福祉施設整備事業費では、児童養護施設を退所した児童等の自立を支援するため、自立援助ホームを整備する事業者への補助に要する経費として、1,800万円を計上しております。

3ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして、御説明いたします。

平成28年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。

去る2月の定例県議会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業

進捗に努めました結果、4ページ、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、11億3,770万9,000円に確定いたしました。

その内訳といたしまして、課名と事業名を記載しております。

今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

続きまして、3点御報告をさせていただきます。

1点目は、とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業についてでございます。

去る5月31日、徳島県が設立した、とくしま記念オーケストラの音楽事業に関する事業者が、脱税容疑で東京国税局から東京地方検察庁に告発された事案が報道されたところであります。

このことは、とくしま記念オーケストラのイメージを損なうだけでなく、県の信用を失墜させたものとして、決して許されるものではないと考えております。

議会の皆様方をはじめ、県民の皆様、信頼を失う事態が生じたことは誠に遺憾であり、大変お騒がせしておりますとともに、とくしま記念オーケストラの演奏を楽しみにしている県民の皆様にも大変、御心配をお掛けし申し訳ないと考えております。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業について御説明させていただきます。

1、音楽事業の流れについてですが、事業実施に当たっては、国などの有利な財源を効果的に活用することも念頭に、さらには、文化立県とくしま推進会議の基金なども活用し、芸術文化事業を企画・運営してきた豊富な実績があり、音楽事業のノウハウを有する公益財団法人徳島県文化振興財団に委託し、事業を実施してまいりました。

その際、同財団から業務委託を受けた元請事業者が、協力業者とともに具体的な業務を進めており、今回の事案は、協力業者の一つであるアンサンブル・セシリアについて、東京国税局が法人税法違反容疑で東京地方検察庁に告発したものです。

次に、音楽事業に係る、これまでの事業費の推移ですが、公益財団法人徳島県文化振興財団の事業費ベースで、平成23年度2,347万円、平成24年度2,257万2,000円、平成25年度9,131万2,000円、平成26年度1億37万4,000円、平成27年度1億7,411万2,000円、平成28年度3億1,315万5,000円となっております。

そのうち、演奏会や映像作成などの関連事業に係るものと、学生への指導等に係るものの内訳及び演奏会の開催回数については、右側の欄に記載のとおりとなっております。

最後に、告発されましたアンサンブル・セシリアの代表者である、川岸美奈子氏については、平成23年5月1日から平成25年3月31日までの間、県の政策参与を務めておりました。

今後、文化行政に対する信頼回復に向け、全力で努めてまいります。

次に、第8次総量削減計画等についてでございます。

お手元の資料2-1及び2-2を御覧ください。

広域の閉鎖性海域である瀬戸内海では、排水の濃度規制である排水基準に加え、海域に流入する汚濁負荷量を総合的に削減する、総量削減制度が導入されており、県は、国が示した基本方針に基づき削減目標を達成するために必要な事項を定めた、総量削減計画を作成することとされております。

平成29年2月議会において、第8次総量削減計画（素案）について御論議を頂き、その

後、環境審議会の審議、環境大臣との協議等を行うとともに、パブリックコメントを通じて、広く県民の皆様からの御意見をお伺いし、第8次総量削減計画（案）を取りまとめたところでございます。

この計画では、従来の規制を中心とした考え方から大きく転換を図り、水質改善と生物多様性・生産性を両立した、「とくしまのSATOUMI（里海）」の実現を目指すこととしております。

詳細につきましては、お手元の資料2－3を御参照いただければと存じます。

今後は、関係部局と連携し、計画の推進に努めてまいります。

最後に、保育所等入所待機児童数（速報値）についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

本年4月1日現在の本県における待機児童数は、昨年と比べて、34名増の94名となっております。

市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

県におきましては、引き続き、保育所等の整備による受皿の拡大を図りますとともに、保育士確保の取組を強化し、平成30年4月1日の待機児童解消に向け取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

午餐のため、休憩いたします。（11時56分）

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

事前委員会ではありますが、5月31日以来、県民の非常に関心のある話題について、実際にお伺いいたしたいと思っております。

まず、午前中の説明の中で田尾部長から3点報告がありました。

第1点目の御報告の件についてでございますが、演奏家派遣業者の脱税事件についてでございます。

部長から経緯の報告を受けたわけですが、まず、こうした事案が発生したことについて、執行部として県として、どのように認識されておられるのか、どのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

吉成文化創造室長

この度、県及びとくしま記念オーケストラに関わる事業者におきまして、今回のような

事案が発生いたしましたことは大変残念なことであり、また、とくしま記念オーケストラの演奏を楽しみにしている県民の皆様にも、大変御心配をお掛けしております、大変申し訳ないというふうに感じております。

ただ、今回の事案につきましては、第一義的には、元請事業者の協力会社でありましたアンサンブル・セシリアという事業者の納税、税務申告に係る問題でございまして、県及び公益財団法人徳島県文化振興財団におきまして実施してきた音楽事業につきましては、適切に完了しているものと考えております。

樫本委員

大変残念な事柄だと、極めて深刻に受け止められていると思います。

長い期間にわたって法人税を無申告、未納税であった企業を協力業者に使った元請事業者、株式会社Aですが、とくしま記念オーケストラの演奏会の実施をいたしておったわけですが、業務を行っていた県内元請事業者の道義的な責任について、県としてどういうふうに捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアの代表者であります川岸氏につきましては、平成23年5月から平成25年の3月まで、県の政策参与に就任をされていた方であります。

そうしたことから、こういう方が代表を務める企業で脱税、法人税法違反ということが発生したということで、県としても大変驚いております。

元請事業者と県文化振興財団との事務手続、また契約につきましては問題なく、元請事業者の道義的責任を問う状況にはないものと考えております。

樫本委員

5月31日の地元紙の夕刊によりますと、2016年11月に県文化振興財団、そしてまた徳島市のイベント会社、元請事業者の株式会社Aに東京国税局が調査に入ったということでございます。

そのときに、とくしま記念オーケストラの関係資料を持ち帰ったと5月31日付の新聞に出ておるんですけども、こんな調査があったのに県は事態を把握をしていなかったのか、これがまず第1点。

第2点目に、県文化振興財団やイベント会社は、調査を受けたことを県に報告したのかどうか、報告があったのかどうか。

また、東京国税局は県に調査に来たのか来ていないのか、教えていただきたい。

吉成文化創造室長

県文化振興財団、また業務委託の元請事業者の所に東京国税局の調査が入ったことは、報告を受けておりました。

ただ、県のほうへの調査ということは、ございませんでした。

樫本委員

知っておったと、報告があったということなんですが、県への税務調査はなかったということなんですね。

次に、調査が報告された、東京国税局が入ってきて調査が進んでおるという報告があったのなら、その時点で元請事業者に、違う業者を協力業者とするように指導すべき立場に県はあると思うんですが、こういうことは多分されていなかったんですね。

東京国税局の調査後もアンサンブル・セシリアが、引き続き協力業者として事業をしておったということなんですが、なぜこういうことになっておったのですか。切るべきだと思うんですが。

吉成文化創造室長

樫本委員からの質問への最初の御答弁で漏れていたかも知れませんが、税務調査が入ったということは我々も県文化振興財団、また元請事業者から聞いておりました。今回、調査を受けたのは正しく事実でございます。

ただ、いわゆる調査段階でございます、そうした調査段階におきまして事業者の事業活動を制限するという事は、私どもちょっとできないというふうに考えておきまして、この調査段階におきましては、特段の措置を講じておりません。

樫本委員

税務調査程度だったら、そういうふうに指導をするべきでない、そこまでは踏み切れなかったと、当局の事態の推移を見守ろうという姿勢であったんですね。

先ほど、部長の報告の中で、川岸氏が県の政策参与であった期間について報告を頂きました。報酬の額については、報告がなかったわけですが、県は一体、幾ら報酬を支払っていたのか聞かせていただきたい。

新聞紙上では、月45万円を上限とした報酬を払っていたというようなことになっておるんですが、いかほどなのか、これを是非明らかにしていただきたいと思えます。

板東県民環境部次長

御質問の政策参与の報酬額についての御質問でございます。

県の、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則におきまして、月額45万円以内ということで定められております。

川岸美奈子氏の個人の報酬額のお尋ねでございますけれども、個人情報に当たると考えられることから具体的な金額については信義則上、回答につきましては控えさせていただきますと思えます。

樫本委員

それはちょっといかん。そんなことでいいんですか。事業者はきちっと申告をして税を納めなくてはならない。これは事業者としての国民としての義務です。このような人に信義的な道義的なことを考える必要はない。

これは、はっきりと県民の皆さんは、いかほど支払われておったのか知りたいと思えますよ。これは、議会で議論を進める上でも、大変重要なポイントになります。是非、明ら

かにしていただきたい。

井川委員長

小休いたします。（13時12分）

井川委員長

再開いたします。（13時13分）

田尾県民環境部長

ただいま樫本委員から、川岸美奈子氏の政策参与だったときの報酬額についての質問でございますが、個人情報保護、あるいは個人の情報であるということでの信義則というものがあるというところで難しいというふうには思っておったところでございますが、委員御指摘のように、とくしま記念オーケストラ又は徳島県の信頼を損ねた人物に対して、信義というものはいかなものかと、確かにおっしゃるとおりだと思います。

事案の性質上、本来公開されるべきではないのかも知れませんが、本件に限り申し上げますと、それが疑念の払拭につながるのであれば、この場で申し上げさせていただこうというふうに思うんですが、月額にして9万円ということでございます。

樫本委員

重い腰を上げて9万円ということをお明らかにしていただきました。9万円が高いか安いかは別にして、県民の皆さんがどういうふうに思われたのか分かりませんが、僕は45万円ぐらい近くまで払われていて、40万円ぐらいかなと思ったんですが、9万円だということでございます。

本当に、「文化立県とくしま」として頑張っている中で、とくしま記念オーケストラの信用を非常に著しく傷付けた、県民の信頼を損なった、徳島県も信用を失ったという非常に深刻な状態であります。

次の質問に入りたいと思います。

この政策参与という制度でございますが、これはどのような職にあるのか、その設置目的についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、分かっておれば、ほかにも政策参与がいるのかいないのか、これも教えていただきたいと思います。

吉成文化創造室長

政策参与の設置目的について御質問を頂きました。

政策参与につきましては、地方公務員法におきまして臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職として地方公務員の特別職として位置付けられているものでございます。

本県では、徳島県政策参与設置要綱というものを定めておきまして、その第1条におきまして、オンリーワン徳島の実現に向け各種施策、事業の着実な推進を図るため徳島県政策参与を置くことと定められております。

また、過去の政策参与の設置状況につきまして御質問いただきましたが、今、私が確認できているのは、この方のみでございます。

樫本委員

特別職として、オンリーワン徳島の政策の実現のために参与という制度を設けて、川岸氏を雇用しておったということなんですね。

そうしますと、政策参与というのは施策、事業の着実な推進を図るために設けられたということであって、いろんな仕事の調整とか事業を執行する上において円滑に進めることのできる能力を持った人を、制度として雇用して報酬を払ったということなのですね。県職員は、全て何でもかんでもできるというわけではないと思うので、いいとは思いますが、そういった特別職にある公務員の方が、こんな事件を起こしたということは、大変残念です。

2年間ということですが、やっぱり後の影響も非常に大きいので、今後こういうことが起こらないようにしっかりと注意をしていただきたいと思います。では、どんな施策の事業の推進をされたのか、川岸氏の具体的な仕事、そのあたりを教えてください。

吉成文化創造室長

政策参与に就いておりました川岸氏の業務につきまして、御質問を頂いております。

川岸氏につきましては、平成19年度に開催いたしました、徳島県では第1回目の国民文化祭におきまして、徳島交響楽団と東京交響楽団との共演、また徳島交響楽団のジュニアオーケストラの立ち上げにも御尽力いただいた方でございます。

こうしたことから、平成24年度の2回目の国民文化祭の開催に向けまして、県側の立場に立って、音楽関係者との橋渡し、音楽関係者にお話しいただくというところで、また音楽的な専門的な見地からアドバイス又は総合調整いただくといったところで、政策参与に御就任いただいたところでございます。

樫本委員

そうしたら、6月1日付けの地元新聞に川岸氏についての記事があります。業界関係者に顔が利く調整役と、とくしま文化振興課が説明されているのですが、この調整役は、最初の国民文化祭のときもいろんな調整をされましたね。それ以外にどんな調整をされ、働きをされたのか、教えてください。

吉成文化創造室長

どのような調整をされていたのかという形の御質問でございます。

とくしま記念オーケストラにおきましては、演奏会を実施する場合に、それぞれ演奏家の方々に連絡なり調整なりをされていたと。例えば調整と申しますのは、楽団員の方は、いわゆる常設ではございませんので、その方々のスケジュールの調整でございますとか、移動の行程など、そういった調整業務に携わっていただいていたと認識をしております。

樫本委員

常設の楽団でないので、バラバラにいろんな演奏家を集めてくるので、その人たちの日程と、演奏会を実施できる日程の調整とかそういうのをされておったと、こういうことだろうね。

これは、川岸氏一人でこういうのをやっていたんですか。従業員とか、また下請とかは、いなかったんですか。

吉成文化創造室長

私ども、当該アンサンブル・セシリアの企業の状況というのは十分把握していないところでございますが、新聞報道によりますと、例えば経理につきましても、一人で、どんぶり勘定でやっていたとかいう形で今回脱税につながったということでございまして、業務のほうは、どうも一人でやっていたように報道されてございます。

樫本委員

川岸氏は、たくさん雇用してないんですか。今度の付託委員会までに、そのプロダクションの実態もやっぱりちゃんと調査しといてくださいよ。何人雇用していてどんなふうな仕事していたかということも、やっぱり知ってなかったらいかんと思う。それは、基本ですよ。

そして次に、この6月1日の同じ新聞記事なんですが、編成規模や出演料など意のままに決めていたということなんですが、非常に力の強い人ですね。これは確認されていますか。新聞に書いてあることは本当ですか。

吉成文化創造室長

新聞にありますように、強い影響力を持って意のままに決めていたのかということでございますけど、まず川岸氏につきましては、県の政策参与として音楽分野に係る専門的な見地からのアドバイス、また総合調整をしていただいていたということでございます。

ただ、当然、具体的な決定権限というのは県にあり、そうしたことは考えられないというふうに思っております。

樫本委員

演奏会の最初のスタートの企画というのは、どういうふうに決められていたのですか。

吉成文化創造室長

演奏会につきましては、まず指揮者であります秋山先生の御日程でありますとか、あと、秋山先生との調整の中で曲目ですとか、曲目に合わせた編成というのが決まってきます。そうした中で決まったものを、私ども県のほうに頂きまして、どういった形で事業を進めていくのかということのを県文化振興財団とも協議いたしまして、それから委託業者に委託すると。

まずは、指揮者の方に曲目、日程、編成等の確認をしてから始まるといった形になります。

樫本委員

元請事業者が企画をして、アンサンブル・セシリアにそれを業務委託というか調整をお願いして、そこで日程調整とか、演奏家とか、どの程度の規模の演奏が合わせれるのか、曲目とか全て、これは元請事業者のいわゆるプロポーザルというような感じと捉えてよろしいですか。

吉成文化創造室長

演奏会を始めるに当たりまして、まず指揮者の方の日程というのが当然、最優先になりますので、指揮者の方の御日程に合わせるという形になります。

その中で、いわゆる曲目をどうするのかということが決まってきたり、また曲目に合わせて編成が決まってくるという形になりますので、そこは指揮者の方と御相談した上で、もちろん場所も先に押さえる必要もありますので、そうした形で演奏会を開催したいということで、逆にプロポーザルというよりも、こういった枠の中で演奏家を集めていただいてという形で、県文化振興財団から元請事業者のほうにお願いするといった形になります。

樫本委員

次に、県から業者への事業費の流れの中で、6月5日付けの夕刊なんですが、事業費の積算はこれまで、過去の事例や実績を踏まえて個々の細やかな費目別でなく、全体枠としての経費を算出して業者に委託しておったと。

その積算が甘かったのか、そうではなかったのか、しっかりと検証する必要があると、この5日付けの新聞に書いてあるんですが、これまでどのような積算をしてきたのか。これを是非もう一度しっかりと答えていただきたい。

吉成文化創造室長

積算についての御質問でございます。

県や県文化振興財団におきまして、予算を積算する段階におきましては、演奏料などの細目ごとの適正額について、詳細に積み上げて行っていくというのが非常に困難でございます。

例えば、演奏家に支払われる演奏料につきましては、演奏会の規模でございますとか、演奏時間、演奏者の技術等によりまして、それぞれ相違がございます。詳細に金額を事前に細かくというのは難しい面がございます。こうしたことから積算、予算の積み上げに当たりましては、前年度の実績でございますとか、同規模の前例を参考に積算してきたところでございます。

樫本委員

積算は、おおむね前例を基本にして、そして比較をしてということなんですが、新聞にも県のチェックは不十分だというふうに指摘されております。元請事業者との契約額が高かったのかどうか、ここに県民の方々は高い関心を持っていると思います。県はこれをどのように認識されておるのか改めてお伺いをしたいと思います。

知事は、事業費の積算はこれまで、過去の事例や実績を踏まえて個々の細やかな費目別ではなく、全体枠としての経費を算出し、業者に委託してきたとの経緯を表明されておったんですが、改めて、これまでどのような積算をしてこられたのか、問います。

吉成文化創造室長

事業費の積算についての御質問でございます。事前に細かな金額を検証するのは、演奏家のスキルとか技術でございますとか、そうした面からそれぞれ細かなところまで積み上げていくというのは、困難でございます。

こうしたことから、繰り返しになりますが、前年度の実績でございますとか、前例と比較して、全体の経費として、適正だと判断した上で額を出しているものでございます。業務を受けました元請事業者の見積額の中で積算された予算がその範囲内であれば、県としては適正な金額であるということで考えておりました。

樫本委員

前例に従ってやっていくっていうのは、極めてずさんでアバウトだね。これはやっぱり、一つ一つきめ細やかに積み上げていくべきだと思います。そして、その金額は適正かどうか。これは、なかなかその業界の体質上、オープンにしていだけないということもあろうかと思いますが、そこは、したたかに、しなやかに、やっぱり調査をしないといけない。

川岸氏の会社もどんぶり勘定ですが、この考え方は、県もどんぶり勘定ですよ。これは、文化を振興するために県民の血税でやっている事業ですから。極めてこれは、ずさんな積算のやり方です。前例に基づいておおよその予算で、それに近いからいいだろうというものは、そういう無責任では困る。今後は、こういうことがないようにしっかりと県民の信頼に応えるように、やり直さなくてはいけないと思います。そここのところを是非ひとつ、肝に銘じていただきたい。

どんぶり勘定について、県もそうであったと認めますか、認めませんか、どうですか。これは厳しい質問ですが、そここのところは大きい反省するべきでしょう。

吉成文化創造室長

県もどんぶり勘定でなかったのかという厳しい御指摘を頂いておりますが、県におきましては、繰り返しになりますが、過去の事例を踏まえまして、現時点では適正な積算を行ってきたというふうに考えております。

なお、この度の事案の発生を踏まえまして、音楽事業、また文化事業全体につきまして、県民の皆様が抱かれている疑念というのを払拭するためにも、事業費の積算につきまして、検証するように指示を受けたところでございます。ただ、現時点では、どういう方法で積算の検証を行うのか、検討中の段階ではございますが、何らかの形で検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

樫本委員

積算について、今までの県の少ない事例の中でやってきましたね。他県の同じようなコ

ンサートをやったところの事例を調査しないといけない。徳島県だけのことではいけない。これは、高かったら高いままでずっと続くんですよ。それは改めないといけません。

この業界の一般的な料金、経費というのを積み上げていかないと、前回1億円だったから今回9,800万円で、おおむね妥当だとかいうような予算を付けるとか、そういうやり方は、ずさんな積算の方法と言わざるを得ない。これは、一回一回きめ細やかに積算をやらないといけない。建設業でも、以前がこういうふうな金額だったから、おおよそこの建物だったら、このくらいの金額を出しておいたら落札できるだろうと、とんでもない。積算は、一回一回やらないといけない。民間では、真剣に皆やっているんです。理屈は同じです。是非ひとつ、そういうことでお願いをいたしたいと思います。

そして、こうした予算の積算、元請事業者への委託をしてきた流れの中で、下請事業者のアンサンブル・セシリアに元請事業者から幾らの経費が支払われたのか分かっていますか。

吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアに支払われた額の御質問でございますが、アンサンブル・セシリアにつきましては、県文化振興財団から業務を受託しました元請事業者の協力業者として、業務に携わっております。

こうした協力事業者に支出の状況を調査することにつきましては、この事業の契約外であるとともに民間事業者の取引内容に関わることでありますから、県において、調査を行うことは難しいものと考えております。

樫本委員

調査することということが県としては困難である、難しいということをおっしゃったんですが、それでいいんですか。県民の知る権利、議会の調査する権利と義務、これは調査すべきじゃないですか。元請事業者からの金額は示せませんか。これは明確にしてください。

板東県民環境部次長

アンサンブル・セシリアへお金が渡った金額、今回のお金の流れという御質問でございます。

お金の流れが適正かどうかということも当然、我々として肝に銘じておるところでございますが、それ以前の問題といたしまして、今回の事案につきましては本来、法人の義務として最低限なされるべき税務申告がなされていないなかったというところが、まず大きな問題であるということでございます。報道等によりますと、法人所得を故意に隠蔽するような脱税容疑ではなくて、そもそも税の申告自体をしなかったということでございます。

県の信用を損なう大変な事態であるというふうな認識をしておりますが、現在の状況では今後の事態の推移を見守る必要もあると考えておりまして、調査は今の段階では難しいと考えております。

樫本委員

県は、税務当局のような調査権はなく、検察のような調査、捜査権というものもない。これはよく分かります。しかし、明らかに、少しでも全貌が分かるように、どうかひとつ調査をしていただきたいと思うんです。この方策は、なかなか難しいと思うんですが、何か考えていただきたいと思うんです。

この問題については、県民の皆さんが高い関心を持って、今の県の対応、皆さんの対応を見ております。積算の再検証について、どのように行うか検討すると説明があったわけですが、この際、検証の結果、また今後の改善策について、付託委員会まで少々の時間があります。大急ぎで調査を進めていただきたい、改善策を進めていただきたい。

やはり、文化芸術に関することは、きれいな気持ちできれいにやらなきゃいけない。もう、こういう事件になったら、脱税で告発されるような人が文化の振興に関与したということは、非常に県民への裏切りであり、県の信用を失った。

このことをしっかりと肝に銘じて、付託委員会までに私もいろいろ皆さんに聞いていきたいと思いますので、皆さんもできる限りの努力をして県民の理解が得られるように、そして、次の事業も計画されているんでしょう。次の事業は、この7月と来年の2月ですね。この事業がすっきりとした姿で、県民から期待されるような姿でできるように頑張ってもらわないといけないのですが、それについての決意をひとつ述べていただきたい。

田尾県民環境部長

ただいま、るる御指摘を頂きました。我々も猛省すべきところはしっかり猛省をしながら、やらなければならないと考えております。

なお、いろいろ御指摘を頂きました点で、まだ我々も数字的などところとか検証など進めていく必要はあると思っておりますが、民間事業者間での取引について我々、委員のお話のとおり調査権があるわけでもございませんので、限界もあるかもしれませんが、難しいとは考えておりますけれども、まずはどのような手立てがあるのか、いろんなことを考えさせていただきたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただければと思います。

また付託委員会の中には、御報告ができればというふうにも思っております。よろしくお願いいたします。

山田委員

私のほうからも集中的に、今、樫本委員の説明を聞きながら思ったのですがけれども、一つは今日頂いた資料1の事業費で、とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業で7億2,499万5,000円というふうに書かれています。

1の音楽事業の流れということで、基金、徳島県、国などというふうな格好でも書かれているのですがけれども、この事業費に見合うというか、事業費に充てた基金や県自身の分、あるいは国の分はどれだけあるのですか。御答弁ください。

吉成文化創造室長

基金につきましては、今回お配りいたしました資料の下段、少し上でございますが、文化立県とくしま推進会議（基金）の負担金額というところがございます。ここで平成23年度から平成28年度まで、幾ら基金のほうで負担してきたかというのを記載いたしております。

す。

あと、国と県の内訳につきましては、今手元に持っておりませんので御理解いただけましたらと思います。

山田委員

事業費を出しとって、内訳が分からんと。これは逆に、国も県も全く公金は入っていないということなんですか。

吉成文化創造室長

事業費につきましては、県の予算でありますとか国の有利な補助制度等を活用いたしまして、事業を実施するようにいたしております。

ここに書いてございます文化立県とくしま推進会議（基金）の負担金以外につきましては、国の補助金でありますとか県予算、また例えば入場料収入等もその事業費に加えまして、事業を実施しているところでございます。

山田委員

その点、はっきりさせんと県民の皆さんの理解は、進みませんよ。

さっきも話があったけれども、この事件が発覚する前に県文化振興財団のほう等、株式会社Aもそうですが、東京国税局が査察に入っているというふうな状況があったわけでしょう。当然、県が報告聞きましたというふうな状況から見たら、昨年から見たら、もう半年以上たっているわけです。一体何をしていたんだと。当然、問題になつとる、明らかになつとうでと。それなのに、本当にいまだにつかんでいないんですか。もし、つかんでいないとしたら怠慢ですよ。

そして、これは付託委員会まででなくて、樫本委員も本会議で使う、質問される。私の会派も本会議で使うということから見たら、一両日中にこの事業費の流れを出してください。

吉成文化創造室長

事業費の内訳、国と県の内訳のお話でございましょうか。どのような財源を活用して事業を実施しているかということにつきましては、大きな国の予算、また県の予算ということ进行分析すれば、お時間をいただければお示しできるというふうに思っております。

山田委員

時間いただければと。代表一般質問が控えていますから、付託委員会と言わずにそれまでにきちんと提示をお願いしたいというふうに思います。

それと、もう1点聞きたいんですけれども、川岸氏が県政策参与になったのが平成23年5月から平成25年の3月末までと、平成23年度、平成24年度ということですがけれども、彼女が辞めてからが、この事業費が大幅に増えたわけです。どうして、これだけ急激に増えたのか素朴な質問ですがけれども、御答弁ください。

吉成文化創造室長

事業費がなぜこれだけ増加してきたかという御質問でございます。

県におきましては、文化事業の4大モチーフということで阿波藍、阿波おどり、阿波人形浄瑠璃、またこのベートーヴェン「第九」ということで、この四つを位置付けまして、重点的に施策の展開を図っているところでございます。

もちろん、こうした中でクラシック事業というのにも力を入れておりまして、平成25年度からは、この、とくしま記念オーケストラによる演奏会などを定期的実施してまいりましたとともに、平成26年度につきましては、みどりの愛護のつどいでございますとか、平成27年度につきましては、第九演奏会が始まったところでもございますので、そうした新たな事業にチャレンジしていく中で、事業費が増加しているということで御理解いただけたらというふうに思います。

山田委員

ここの御答弁もおかしい。まあそれは引き続きとして、そうしたら、とくしま記念オーケストラについては、こういう事業、例えば平成28年で言ったら3億1,315万5,000円という状況ですね。

とくしま記念オーケストラ以外の事業というのは、平成28年度で言えば、どういう名目でどれだけの金額を出されたのですか。

吉成文化創造室長

とくしま記念オーケストラに関する事業以外ということでございますが、もちろん、いろいろな文化事業というのは実施しているところでございますが、県文化振興財団で、とくしま記念オーケストラが関わらない5月のイベントで、コンテスト入賞者の方に演奏いただくような事業等、そういった事業も実施しているところでございます。

山田委員

いやいや、音楽文化が息づくまちづくり事業と国民文化祭の継承事業ということで、具体的に項目を挙げられているわけでしょう。次世代・後継者育成事業とか、国文祭成果継承事業とか、地域活性化支援事業とか、具体的に何件で幾らかと、平成28年度ということについて御答弁ください。

吉成文化創造室長

平成28年度の事業で申し上げますと、音楽事業におきまして教育普及育成事業というのが行われておりまして、親子のためのコンサートということで、アスティとくしまで開催した事業につきまして4万8,110円を支出しております。

その他、郷土文化会館におきまして様々な舞台コンサートというのも実施しております。

これも多岐にわたっておりまして、すぐに積算してお答えするというのはちょっと今できません、持ち合わせておりません。

井川委員長

小休いたします。（13時50分）

井川委員長

再開いたします。（13時51分）

板東県民環境部次長

教育普及事業ということで、とくしま記念オーケストラが関わっていない部分につきましては、先ほどの親子のためのコンサートということでございますが、その他の事業につきましても、とくしま記念オーケストラが何らかに関与しておるということでございまして、それぞれの事業が平成28年度では約3億1,300万円という形になっております。

その中の一部が、とくしま記念オーケストラでない部分があるということでございます。

山田委員

さっきも質問しましたけれども、初めが2,347万円、平成28年度が約3億1,315万円。13.34倍に跳ね上がっていると、やっぱりおかしいと思いますよ。

さらに、一般のとくしま記念オーケストラが関わっていると言うけれども、個々の例えば、次世代・後継者育成事業は13件で327万円、国文祭成果継承事業は32件で1,327万円うんぬんという格好で、平成28年度で言えば1,769万円、文化の力によるまちづくり支援事業ということで出ていると。

かたや3億円、もちろんいろんな関係があるでしょうけど、これは一体どういうことだと。13倍。吉成室長から平成28年度の資料、1,769万円というのをもらいました。それと比較したら3億円というのは17倍にも、一体これはどういうことだと、県民の皆さんに分かりやすく説明していただけますか。

吉成文化創造室長

事業費の経過についてでございますが、山田委員からの御質問にも繰り返しの答弁になってしまって大変恐縮でございますが、演奏会事業を立ち上げて開始いたしまして、それぞれクラシックコンサートというのを広く県民の皆様に浸透を図っていくということで、いろんな事業に取り組んできているということは御理解いただきたいと思います。

そうした中で、大きな「第九」アジア初演100周年というのも目前に迫っておりますので、そうした大規模な演奏会に多額の経費を要している、いわゆる演奏会に関してという形で大きく事業が膨らんでいるということも御理解いただけたらと思います。

確かに、演奏会自身も、とくしま記念オーケストラを活用した演奏会も、最初はもちろん1回目の1公演から、いろんなことにチャレンジをずっと進めておりますので経費的には増加をしているといったところでございます。

山田委員

これについても引き続き聞くのですけれども、これからが本番なんですけれども、実は金

の流れの問題で、文化立県とくしま推進会議というふうな任意団体で基金を造成するというふうな仕組みになっていますね。

この事業を進める事務局の体制というのは、一体どういうふうになっているのですか。簡単に教えてください。

板東県民環境部次長

事務局につきましては当課、とくしま文化振興課が担っております。

山田委員

とくしま文化振興課が担っているということです。任意団体ですよ。

そうしたら、平成20年3月に創設した文化立県とくしま推進基金は、平成20年の議事録等々を読んだら、当初5年間で2億円と言われていました。

その後の基金推移、造成額、そして取り崩した額について御説明ください。

井川委員長

小休いたします。（13時55分）

井川委員長

再開いたします。（13時55分）

板東県民環境部次長

基金の造成額といたしまして、まず平成20年度に2億円、平成23年度に3,000万円、平成24年度に3,000万円、平成25年度に2億3,000万円、平成26年度に3,000万円、平成27年度に3,000万円、平成28年度に3億3,000万円、平成29年度に当初予算でございますが3,000万円ということで、これまで9億1,000万円の交付という形になっております。

毎年度の取崩し額は、資料を持っておりません。

平成28年度の決算が、まだ理事会等が日程の関係でできておりませんので、平成29年度当初編成後ということで今年度の見込みで、約2億5,000万円程度の残額ということで考えております。

山田委員

お金の中身をいろいろ聞いていきたいんですけども、私自身が一番不思議に思うのは、通常、基金の設置をする場合は、出納局が管理運営すると。その基金が34基金ありますよね。この基金は、そういう基金条例、例えば県でいうと環境創造基金条例という条例もありますけども、この基金は条例化されているのですか。

板東県民環境部次長

条例設置の基金には、なっておりません。

山田委員

条例設置の基金になってないのですか。さっき言った、大量のお金が県のほうから入っているのに、全然条例化されていない、まか不思議な。誰が一体予算を組んで、執行状況を誰が監督して、出納局はないですから、それに代わるメンバーがやっているのでしょうから、その辺を含めて状況を聞きたいんですけども。

この基金というのは、どうやって予算化して、誰がして、とくしま文化振興課がしているんですけども、また条例に基づかない基金ですから、正にどんぶり勘定と言われても仕方がないような状況になっている。そこをまず板東次長へ聞きます。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進基金に関する御質問でございます。

まず、基金の設置の趣旨から御説明させていただきますが、この基金は、そもそも平成19年に開催いたしました国民文化祭の成果をつなぐためということで、あわ文化の4大モチーフをはじめといたします文化の更なる創造、飛躍ということを目的として、文化立県とくしま推進会議を設置し、その中の財源ということで基金を積み立てていただいたというところでございます。

それで、その中で様々な事業をやっておりますけれども、この設置の趣旨といたしますのは、まず、これまでの行政主体での実施ではなくて、柔軟な発想で事業を企画、また、効果的、効率的に事業を実施できる主体が文化振興にはより有効であるということで、あえて文化団体等という形で、行政が一步引く形での運営組織という形になっております。

それで、山田委員の御質問にありました、予算の立て方ということになるんですけども、議会のほうで基金に対する一般会計での予算を頂きまして、それを文化立県とくしま推進会議の中で基金造成という形にしております。

毎年度の事業計画におきましては、団体への助成金の枠とか、4大モチーフに対しての次年度以降の取組という形の事業計画案を事務局サイドで練りまして、議会のほうで当初予算をお認めいただいた後、推進会議を開催いたしまして、各委員の御議論いただく中で、最終決定するというふうな流れになっております。

山田委員

普通の公金の場合は、必ず出納局がきちっといろんな角度から、妥当だ、妥当でないという格好で積み上げていくわけですね。

しかし、この基金はそうでないと。私が聞いたのを、板東次長、端的に答えてください。条例化してないのは、何でということですか。

実は、地方自治法第241条第1項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」という項目があります。

だから、県でも34基金は、きちっと条例化して、きちんとした流れの中で審議されているんです。しかし、この基金は、ひとつも条例化されてない。全く分からん。とくしま文化振興課の中で予算して、文化立県とくしま推進会議をやってというふうな流れで、ずっとやってきている。莫大なお金を使っているんですよ。基金だけでも入れているんですよ。

これは明らかに、この地方自治法に違反する恐れがあるというふうなことになっていきませんか。そうでない、条例化しないのは、これこれこういう理由だということをも明確に語ってください。

板東県民環境部次長

この基金に関しまして、御説明いたします。

山田委員から御指摘のとおり、地方自治法第241条におきましては、条例の定めるところにより基金を設けることができるという規定になっております。

ただ、今回の場合は、先ほど申し上げましたように、文化立県とくしま推進会議の趣旨というのが、文化行政をより効果的、効率的に進めるためには、行政が一步引いた形で民間の方からの意見を取るという、あえてそういう形をしておりますので、そういう団体に対しまして補助金交付規則に基づく補助金という形で団体のほうに設置しておるという形になっております。

山田委員

団体のほうに設置されていると言っても、仕事しているのは、とくしま文化振興課なんですよ。県庁職員の皆さんがやっているわけです。

何で、こんな分かりにくい基金、違法性があると、私はあえて言います。その恐れがありますよ。これについては、住民監査も出てくる可能性もある。その懸念は十分あります。

そうしたら、もう一つ聞きますけれども、この基金の管理責任者は誰で、運用責任者は一体誰なんですか。

板東県民環境部次長

事務局としては、とくしま文化振興課長という形で、私になっております。

それから、事務局の局長、次長という形で、とくしま文化担当課の職員が当たっているという形になっております。

山田委員

その文化立県とくしま推進基金、推進会議を含めての管理責任は、知事でないですか。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進会議の会長につきましては、知事になっております。

それから、委員の構成につきましては、委員20名以内ということで、文化団体の代表、学識経験者等で構成されているということになってございます。

それで、推進会議の事務局という形で、事務処理を事務局に負うことという形になっておりまして、事務局長につきましては、先ほど申しましたような体制になって事務を行っているという形になっております。

山田委員

文化立県とくしま推進会議の責任者は、知事なんですね。

だから、公金。民々の問題だと、さっき樫本委員の調査についても、なかなか民々同士のことです。この基金が入っているんですよ。多額の公金が入っているということから見たら、徹底した調査をしないと県民の皆さんが納得しませんよ。条例もない、こんな状況でしょう。

それで、調べて、ホームページをずっと見たんですけれども、この収支決算と言いますけれども、ホームページを見る限りは、平成23年度の決算認定はホームページに上がってませんね。平成23年度は、やめられたんですか。

井川委員長

小休いたします。（14時06分）

井川委員長

再開いたします。（14時06分）

板東県民環境部次長

平成23年度も当然、推進会議等に諮っております。

ただ、そのホームページの部分は、ちょっと私も確認できてないんですけど、一定の期間を過ぎたか何かの形で消えてるのかも分かりません。事実関係は確認できておりません。

山田委員

ほかのところは、あるんです。全部確認してます。平成20年度以降の分で、平成23年度だけホームページを見られません。

また、利息についても途中まであったんですけども、途中から利息が消えるというふうな状況で、こういうふうな問題も、次から次へと起こってる。

なんせ、条例がない基金という点です。だから、チェックについてもということになっていくわけですよ。

しかし、この条例を含めて、本来誰が絵を描いたんかと、この問題で。ここがやっぱり、今度の一つの核心になるところだというふうに思います。これまた、本会議等でやらないといけない。

あと、1点。県文化振興財団についてお伺いします。財団の設立経過、もうこれはいいので、特に、音楽関連の郷土文化会館関係で、職員数と、県OBや県からの職員もいると思いますけれども、実態をちょっと教えてください。

吉成文化創造室長

県文化振興財団の職員数についての御質問でございますが、平成29年4月1日現在で全職員数42名。理事長、常務理事、正職員18名、非常勤2名、派遣職員5名、臨時職員3名、嘱託職員10名、県からの派遣職員2名でございます。

うち、郷土文化会館、あわぎんホールにつきましては、館長は理事長が兼務しております。

すが1名。次長，これは常務理事1名，正職員9名，派遣職員5名，臨時職員3名，県からの派遣職員2名といった形になっております。

山田委員

理事長は，元教育長ですよ。県からの派遣職員も2人いるというふうな状況です。

実は，ここは指定管理者ということになって，郷土文化会館，あわぎんホールを任されているわけですがけれども，徳島県の郷土文化会館の管理運営に関する基本協定書，必ずこれは，県と事業者が結ぶというふうなものになってます。

この中で，実はこの第三者，今回，株式会社Aにしても孫請けにしても，そういうところの規定も，私はこの第16条に入っているというふうに思うんですけども，これは当然，郷土文化会館としては，把握しないとイケない中身ではないかというふうに思うんですけども，それはどうですか。

この基本協定書から見たら，当然，第三者の問題ということは，第16条に書かれています。管理運営期間中の第三者の使用ということを書かれていますけれども，そこを少なくとも，郷土文化会館のほうでは，つかむと，そういうふうなことになっていませんか。

板東県民環境部次長

指定管理に係ります，協定等の御質問でございます。

指定管理業務につきましては，協定等によりまして，先ほど山田委員の御指摘のような手続を取るという形になっております。

ただ，指定管理に該当しない部分の事業につきましては，対象外ということで，例えば，実施事業につきましては，報告義務はないという形になっております。

山田委員

報告義務がないとは，そこは見解の相違です。

次に，この基本協定書の第26条「あわぎんホールは本件施設の月次報告書を毎月作成して，翌月10日までに県に提出するものとする」，事業報告書等の提出というのが書かれています。これから見たら当然，国税局が郷土文化会館に入って，幾ら資料を持っていきますか。今，資料はないと言うけれども，少なくとも県のほうは，これを把握しないとイケない，また把握できる，こういう関係になっていませんか。事業報告書等の提出ということがあるんです。この辺はいかがですか。

板東県民環境部次長

内容を確認する必要はありますけれども，この事業報告書につきましても，指定管理業務に係るものというふうに考えられますので，いわゆる内容等は確認する必要があるかと思えます。

山田委員

把握していない。しかし，この中の4のところ，事業報告書等の提出という中身の4，文化事業の実施状況に関する事項というのが，ちゃんと入ってますよ。入っていて当然，

郷土文化会館のほうから県のほうにも、月次報告また年度末には、そういうしかるべき報告というのをもらうという関係になっている。今の話では、少なくともここに入っていないと。文化事業の実施状況に関する事項ということから見たら、当然これも対象になると思います。

具体的に聞こうと思うんですけど、今回の中で最も多い金額の一つ、とくしま記念オーケストラの関係で、例えば、平26年3月8日のベートーヴェン「第九」アジア初演の地である徳島県での開幕戦を徳島県ならではの手法で大いに盛り上げる、音楽の力でヴォルティスを応援するため、とくしま記念オーケストラによるホーム観戦記念オーケストラ開催経費というふうなことが書かれてました。

これは、一体どれだけ使って、どれぐらいの時間やられたんですか。

吉成文化創造室長

徳島ヴォルティスの開幕戦で演奏会を行った事業につきましては、総額ではおよそ3,500万円で事業を実施いたしております。

あと、委員からお話がありました時間につきましては、再度確認いたしますが、約30分程度というふうに私もちょっと記憶しておりますが、すみません、再度確認をさせていただきたいと思います。

山田委員

30分程度で3,500万円というオーダーですね。これについてもどうかなと県民感情から見るというふうに思います。

そうしたら、この事業報告書は、当然さっきのことから言ったら、出ていないといけないという状況になるんですけど、出ているんですか。

板東県民環境部次長

指定管理業務につきましては、当然そういう手続で出ると思います。しかしながら、この事業につきましては、指定管理業務外ということですので、出ていないと考えられます。

山田委員

指定管理業務外と。そうしたら今日、実は出してくれということで、出てきた資料があります。とくしま文化振興課から、委託業務完了報告書というのが出てまいりました。

これは、どういう性格のものなんですか。そして、これをいろいろ読ましてもらったけど、全く分からない。少なくとも、出演料、旅費、報償費等々の内訳は、ここに出演料、旅費等の支払に関する事、業務内容、うんぬんと書いてますけれども、この中身について御報告ください。

吉成文化創造室長

今、お話されておりますのは、まずは指定管理者としてどうかというお話でございます。指定管理者に係る、今、委員がお持ちの完了報告書につきましては、指定管理業務に

係る分ではございませんで、当然業務を実施するに当たりましては、県文化振興財団から元請事業者のほうに業務を委託するわけでございまして、その事業に伴います完了報告書が今回出てきているといった形でございます。

中身につきましては当然、委託業務でございますので、どういった業務を最終的に実施したかという形で、それぞれ成果というのを写真にして、事業者のほうから頂いているものでございます。

山田委員

いや、だからここに書いている、出演料とか旅費等とかいう、支払の中身ですね。これは全然、見た感じではない。こんな格好で、とくしま記念オーケストラというふうな格好でザッと貼り付けているだけ。中身が全然、見えません。

少なくとも県は、また県文化振興財団は、一定のお金を、かなりの公金を出しているわけですから当然、その出演料に幾ら、旅費に幾ら、また交渉費等があるんだったら幾らと、川岸氏との関係からいっても、この中身を知ること、非常に重要なことでしょう。当然、把握されているんでしょう。具体的に言ってください。

吉成文化創造室長

委員からお話がありましたように、いわゆる最終の完了承認書、完了報告書ということで、今回委員からお話を頂いて御提供させていただいたものでございます。委託業務の完了承認につきましては、このような完了報告書とともに事業の実施状況につきまして、確実に事業が終わったという報告書をもって、完了の報告書としているところでございます。

山田委員

結局、この基金は、基金という名のプール金だと私は思います。基金だったら、きちんとした手続で予算化して執行状況も確認する。県でいったら出納局がきちんとするんだけど、もう事実上つかめない、プール金だという状況になっている。

また、県文化振興財団についても、実は、非常に重要な公益財団法人の公益認定の基準というのがあります。特別の利益を与える行為を行わないものであると。特別な行為を、川岸代表取締役にしてたら、これ公益財団を外されますよ。

知事は、関係ない、アウトプットだけだと盛んに言っていますが、そんなこと違う、公金の流れをきちんとかかむことが、非常に重要な中身になっている。それは、この公益財団法人、また基金というプール金の意味からして、部長、今日の答弁を聞いて、やはり今後、そういうあたりも含めて、検証するつもりはあるのかどうか。

知事が、公金を含めて基本的に調査をすべきだと。民々の関係だから知らんということでは、県民の皆さんが納得しないというふうに思いますけど、部長の見解を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

西條県民環境部副部長

先ほど来、お答えを担当のほうからさせていただいておりますけれども、県といたしま

しても詳細につきまして、今後、何らかの方法、こういった形がとれるかといったことも含めて、何か進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

庄野委員

私も、とくしま記念オーケストラの件で少しお聞きしたいと思えます。

今までの質問で、もう大方出たんですけれども、この図で言ったら、徳島県から基金に積み立てる分というのが入ってます。それで、山田委員も聞かれましたけど、徳島県から県文化振興財団に幾らずつ、年度別に入っているのかというのを知りたかったんですけど、国などってありますけれども、ここからも年度別に幾ら入っているのかという、そのことが分かるはずですよ。分からないと、おかしい。

あと、県文化振興財団が元請事業者に委託してますよね。このお金を委託している、そして事業を行ったということは、先ほど少し言われてましたけど、その事業報告書とともに、元請事業者にどれだけ支払って、それをどんな形で使われたっていうのは、必ずこの県文化振興財団にお返しがなかったら、おかしいんですよ。元請事業者から年々、上がってはきているんですよ。この元請事業者のほうから、県文化振興財団に委託金は幾らで受けて、そのうち、これだけの支出をしましたよという、それがなかったら、ザルになってしまいますんで。それは、ちゃんとあるんでしょう。

吉成文化創造室長

委託契約でございますので、県文化振興財団から、この元請事業者に幾らで契約をしているというのは、文書として残っております。

庄野委員

そうしたら、それをちゃんと出してくれないと。元請事業者は、こういう支出の支払方をしたっていうのだったら、例えばアンサンブル・セシリアに、今年度は幾ら払ったと。協力業者が二つ書かれていますけれども、あとの分も、これだけ払ったから、これだけで委託したけれども、これだけ支出しましたという、つじつまが合うんですよ。

だから、それを当初から言っていましたけれど、やっぱり年度別に、例えば平成23年度から平成28年度までに、山田委員も言われてましたけど、きちんと元請事業者から県文化振興財団に提出された業務報告書と、出納、収入支出の内訳というのを、今さっきから聞いていたら、なかなか出せれないみたいになってたけど、これはちゃんと早急に出してください。

そうしたら、なるほど、その内のこれだけの分が、アンサンブル・セシリアにいたっていうのが分かりますし、それはやっぱり、幾ら民々と言ったって、元請事業者のほうに県文化振興財団が委託しているんですから。

だからこれは、ちゃんと近いうちに、私も知りたいというふうに思いますが、どうですか。

吉成文化創造室長

まず、県文化振興財団と元請事業者の関係で言えば、契約書というのは当然、委託契約

をしておりますので残っております。

委員がおっしゃるように、その先、いわゆる元請事業者のほうから、アンサンブル・セシリアのほうに支払が幾ら、例えば、こういった形でなされたかっていうのは、私どもではちょっと分からないところがございます。

庄野委員

この県文化振興財団には、例えばどういうお金の使い方をしたかという収支は、分かるわけでしょう。協力業者にどれだけ支払ったかという枠は、枠も含めてでも積算をしなかったら報告のしようがない。

だから、元請事業者のほうから、これだけかかりました、事業成果はこうでしたという報告書があったら、県文化振興財団が手に入れたら、これはやっぱり県としても、その中身をきちんと精査して、県のお金、公金が随分入っているんですから、県文化振興財団にきちんと聞いて、その中身も説明してもらって、徳島県が把握しておく必要があると思うんです。

その把握したものを、我々議員にも教えてほしいということです。幾ら払っているんだろうというふうなことが余りにも分かりにくくて、もう少し明らかにする必要があるというふうに思います。

吉成文化創造室長

県文化振興財団から元請事業者に、委託金額ということであれば当然、分かりますので、その点については、ちょっとお時間を頂いたら、お示しできるかというふうに思っております。

庄野委員

何人かの委員から、このお金の流れについて言われてましたんで、きちんとできるだけ早い機会に、その元請事業者から、どんな報告書が県文化振興財団にきているのかということを示して、その県文化振興財団の事業の収支みたいな報告が上がってきたら、それはもう必ず県がちゃんと見て、無駄がないのかどうか、適正なのかどうかというのを、皆さん言っていましたんで、私もそう思います。これは、ちゃんと明らかにしてください。

それと、別件ですけれども、私もいろんな、県の総合戦略とかの会議の中でも、全員協議会の中でも申し上げたんですけれども、部落差別の解消の推進に関する法律というのが、昨年12月16日に公布、施行されました。

この法律というのは、自民党、公明党、民進党の3党が、議員提案という形で9割を超える国会議員の賛同によって、この法律が成立したということで、この法律は理念法なんですけれども、部落差別が今もなお現存するということが明記されていて、国及び地方自治体の責務によって解決をするということが示されています。

今まで私も、地対財特法が法律的になくなって、同和対策、部落差別の問題というのが、言わば、全体的な人権という形の枠の中に組み込まれて、議論してまいりました。

その結果、やはり県も市町村もそうですけれども、同和問題、部落差別というその事柄に特化した事業というか、例えば教育にしても、なかなか推進されてこなかったというふ

うなことも、少し反省点であるというふうに書かれていますけれども、今後、どういう形で県としてこの法律の趣旨に沿って啓発、そして部落差別の解消を図っていくのかということをお聞きしたいと思えます。

正木男女参画・人権課長

ただいま、部落差別解消推進法について、これを受けてどういうふうに県として取組を進めていくのかという御質問を頂きました。

この、部落差別の解消の推進に関する法律でございますけれども、昨年の12月16日に公布、施行されたものでございます。

先ほど、庄野委員からも御紹介がありましたけれども、この法律のポイントを少し挙げてみますと、現在もなお、この部落差別が存在をするということで法律に明記されたということ。それから、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することというのが、法律の目的として書かれた、明記されたということです。

さらに、部落差別解消に向けた相談体制の充実、教育啓発の実施、部落差別の実態に係る調査の実施についてということで、国と地方公共団体のそれぞれの責務が明らかにされたということで、この部落差別の解消というのを前面に打ち出した法律が施行されたということで、大きな意義があるというふうに認識をしております。

この法律が12月に施行されたということで、県といたしましては、この法律の施行を受けまして、まずは広く県民の皆様がこの法律を知っていただく、理解していただくということで、まずこの法律が施行された、そしてこの内容の意義について、しっかりと周知を図っていくということがまず必要であるということで、国、市町村、それから関係団体と連携をしながら、各種人権のイベントをはじめ、様々な機会を捉えて、県民の皆様へこの周知を図ってきたところでございます。

例えば、県のホームページの広報はもとよりなんですけれども、あいぽーと徳島、徳島県の人権教育啓発の拠点であります推進センターにおきまして、4月29日に開催されました、あいぽーとフェスティバルの中で、パンフレットを鋭意配布させていただいて、啓発もさせていただきました。

それから、研修会でございますけれども、県の人権啓発推進員ということで、当課に2名の推進員さんに来ていただいておりますけれども、市町村等に派遣、行っていただいて、この法律をテーマとして研修をしていただくようなことも進めております。

引き続き、まずはこの法律を知っていただく、内容を理解していただくということで、県民の皆様には創意工夫を凝らして、市町村とも連携を図りながら、国とも連携を図りながら、周知理解を進めていきたいというふうに考えております。

さらに、法律におきましては相談体制を充実するように努めるものとするということで、国と引き続いて連携をさせていただいて、法の相談体制について、いろいろまた協議なり、調整をさせていただいて、法律に沿った体制が組めるように努めてまいりたいとも考えております。

それから、教育啓発につきましても、法律の中で努めるものとするということで、自治体のほうにも努めるものとするということで掲げられております。この部分につきましても現在、県のほうにおきましては、人権教育啓発の基本計画の中で、同和問題を重要な

テーマとして掲げて施策を打っておりますけれども、やはり、この法律ができたということで、この点を踏まえまして、あいぽーと徳島のほうとも連携をいたしまして、実効性のある取組というのを進めてまいりたいとこのように考えております。

庄野委員

部落差別が、言わば現存しているということ。これは昨今でも、鳥取ループ事件というのがありまして、全国の昔あった部落地名総鑑なりを、インターネット上にずっと流して、部落解放同盟の各県の幹部の名前も全部その中に公表して、実名で流して、これは解放同盟のほうで法的な救済を求めたところ、削除しなさいというふうなことがあって、でもその方は削除せずに、今もまだインターネット上に残っているというふうなことで、非常に悪質な事例もあって、非常にゆゆしき問題のような事件も発生しています。

また、この差別というのは、人の命を奪うということで自殺に追い込まれる方も、昔からいっぱい聞いております。

そういう意味で、悪質な差別事象もインターネットというふうな媒体を通して、日本中、世界中に発信されますので、これはやっぱり、こういう法律の意義等々にのっつて、県としても、これからの調査も含めて一日も早く解消されるように、県、市町村が連携して、取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それと、環境の部門ですので、鳴門市のコウノトリに、私もずっと注視しておったんですけれども、3羽が無事、巣立ったようです。このコウノトリを昨年から、ずっと見守り続けて、また定着していただいて子育てができるようにということで、農家の方とか、県、市町村の方々や、いろんな団体の方々が協力して、コウノトリが3羽巣立ったということは非常に喜ばしいことをごさいます。今後環境、生態系、農業生産物に対する付加価値等々含めても非常に大きな出来事だというふうに思っております。そういう意味では、県の環境局の皆さん方にも、心から敬意を表する次第でございます。

昨年でしたか、豊岡市のコウノトリの里公園に行って調査をしてきましたけれども、一度は絶滅したコウノトリ、1972年だったと記憶しておりますけれども、最後の1羽が亡くなったということで、その最後の個体を十数羽集めて、コウノトリの里公園で保護活動でふ化させようとしたんですけれども、有精卵を産んで、ずっと卵の中で成長してきているんですけども、成長過程で死んでしまう。ふ化することができなかつたということで、よくよく調べてみると、農薬の関係、母親の胎内に残留農薬があって、それが卵に移行して、ふ化することができなかつたというふうなことが書いてありました。

そして、ロシアのハバロフスクから野生のコウノトリを6羽頂いて、コウノトリの里公園で飼育して、それは有精卵を産んで、かえったんですね。かえって、ふ化して、それを野外に放鳥したりして、今現在、野外にいるのが90羽くらいというふうに聞いているんですけれども、コウノトリの里公園の豊岡市周辺以外では、鳴門市で初めて、コウノトリが巣作りをして3羽巣立ったということで、非常に喜ばしいことをごさいます。

そうした環境保全をしていくということは、その地域の農業をこれから付加価値を付けて育てていくことにもなるし、また、生態系の豊かな徳島県というのをアピールする非常にいい機会になったというふうに思っております。

そういう意味では、来年もまたコウノトリに帰ってきていただいて、今度はもっと、縄

張があるんで、あの周辺ではなかなか営巣活動できないかも知れないですけども、また違うコウノトリが鳴門市の周辺、徳島県の中で巣作りをして、新たな子供が産まれるということは非常に重要なことだと思いますんで、県民環境部におかれましても、どうかいろんな方々と連携をしながら、そうした取組を進めていただきたいということを申し上げて終わります。

西沢委員

何か環境の問題で世界がざわついているらしいけども、アメリカのトランプ大統領が地球温暖化対策の見直しを大統領令に署名しました。

経済優先、自国中心ということでかなり注目を浴びていますけども、このことについてどう思いますか。

河崎環境首都課長

西沢委員からトランプ大統領による、パリ協定の離脱について、これに関する御質問を頂戴いたしました。

日本時間で言いますと6月2日の午前に、アメリカ合衆国は、地球温暖化対策の国際的枠組みでございまして、パリ協定から離脱を表明されたところでございまして。

この離脱事由につきましては、他国に比しましてアメリカには不公平であると、国内の雇用や経済的コストを優先するというふうに強調されていたというふうに報道等で聞き及んでおります。

こういった状況ではございまして、世界の脱炭素社会の実現に向けた取組を後退させるということは、あってはならないというふうに考えております。

さらに、取組を加速させて行くということが大切ではないかと思っておりますので、そういった取組に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

誰が考えても、そんな馬鹿なという話ですよ。今だけ良かったらいいのか、自分だけ良かったらいいのかというのが、大方の意見かと思えます。

少ない排出量であれば何とか、皆さんでカバーできても、かなり、世界で1番、2番かの排出量ですから、これをほかの国々が負担するという事になったら、大変な問題です。割合的には世界2位と、ものすごい量ですから、日本だけの問題でなくて、この徳島県も役割分担がくるかも分かりませんよね。だから、人ごとではないということです。

こんな状態の中で、私も大分前から話をしてきました。環境を重視する、大事にするということはどういうことなのか。私の考え方の中で言ってきましたけれども、結局は世界の状況というのは、科学技術でかなり押さえ込もうかというところがかなり見える。でもやはり、まずは自然環境の中でやれることをやって、そのほかにできないところは、そういう科学技術で押さえ込んでいくという順番なのかなと、私は思っています。

それで、平成20年11月議会の一般質問で、スローライフと。私もずっと考えてきて、やはり環境型のスローライフというのが、環境の問題では、非常に大事ではないかという結論を出して、その話をさせていただきました。

私がカナダに行ったのは二十何年前で、氷河がものすごい何百メートルも後退していました。今、テレビなどで報道を見ましたら、氷河が、それからまだまだ後退していています。それからこの前、映像で衝撃を受けましたけども、1分間ぐらいで同じ所で何十回も雷が鳴っている。かなり何十回も百回ぐらい鳴っていたのか、そういう映像がありました。

もう、かなり環境というのは大変な状態になっているという思いが、ますますしてきていますけども、これはもう世界共通の話じゃないかなと。だからこそ本気になってやらないといけないのは、分かりきったことなので、そんな中であって、私が平成20年ですから9年前に言った、スローライフ。

どんなことを言ったか結論だけ言います。質問で、時代が要請するスローライフを、特に環境を中心に据えたスローライフを県及び県民の目指す方向に位置付けてほしいと思う。要するに、自然環境の中であって環境を大事にする、人間も自然環境の中の一部だということ、そういう方向をまずやらないといけないという中でのスローライフ。いろいろなことがあります、できますけども、それらを実現するための実行委員会というようなものを立ち上げたり、また環境重視型のスローライフの大会を開催したり、スローライフを全県民に推し進めてほしい、いかがでしょうかと質問いたしました。

その中で答弁は、今後はスローライフ社会の実現に寄与する施策を洗い出し、その成果を県民の皆様に提示をしていくとともに、地球温暖化対策推進条例の施行に当たっても御提案の主旨を踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。他方、ライフスタイルの見直しではいろいろありまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。という、9年前の答弁です。

それから、このスローライフの進展は、どうなりましたか。

河崎環境首都課長

ただいま、西沢委員からスローライフの取組について、これを推奨するべきだというお考えのもとで御質問を頂きました。

人類も生態系の一部として地球環境の中で生かされているんだという認識のもとで、常に高い環境意識を持ってそれぞれの生産、生活の様式を見直す必要があるということは誰もが思うことではなかろうかと存じます。

西沢委員から御質問のスローライフの推奨に関しましては、平成25年に策定をいたしました徳島県環境基本計画に、その理念を盛り込んでいるところでございます。

また、徳島県気候変動適応戦略、更に地球温暖化推進計画の重点プログラムの中にも、スローライフの理念というものをしっかりと続けて取り組んでいるところでございます。

20世紀型の大量生産、大量消費に代表されます量的拡大を目的とした時代に対しまして、現在21世紀につきましては、地球温暖化に代表される様々な環境面での弊害、これへの対策として個別の取組を進めているところでございます。

例えば、平成28年10月20日には、中四国初の第11回3R推進全国大会を契機に排出抑制、それから再利用再生利用を基本とする3R推進の取組を一層加速させるという決意表明をしたところでございます。

そういった取組とか、モーダルシフトの取組でありますとか、そういった取組を現在進

めているところでございまして、更に4月22日にパワーアップオープンした「エコみらいとくしま」、これで県民の事業者の皆様方にもこの取組について、更に普及啓発を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

西沢委員

理念を盛り込んだと。では、スローライフという言葉を盛り込みましたか。

河崎環境首都課長

スローライフという理念につきまして、盛り込んだところですよ。もちろん、スローライフにつきましては、取組というのは多岐多様にわたるわけございまして、そういった理念の中で盛り込んだところございまして。

西沢委員

結局、理念を盛り込んだと言っても、スローライフそのものも盛り込んでないわけですよ。これは、やっているとは言えませんね。入れます、やりますと言ったんだから、やっぱりやってほしいですね。

そして、県民がそんなスローライフを進めていることを、分かっていますかっていったら表でやっていませんから、絶対、全然分かってないですね。

私は思うけど、どこのトップでもそうなんですけども、やはり、そういう自然は大切なんだというのはどういうことなのかという中で、もっと考えてほしいなど。科学でバツサリやると後からしっぺ返しが必ずあるというのが、今までのやり方なんです。そういうことがいっぱいあったじゃないですか。人間がこれでいいとバツサリとすぐ科学でやったときには、その周辺を全く分からんことから、いろいろありますよね、やってこられます。それが今までの結果でした。

だから、何千年何万年とやってきた人間の活動の中で、自然に対してやってきた行動というのは、間違いないということを中心にしてやるというのが一番の対策じゃないのかなと、そう思うのですよ。それらをのけておいて科学だけでやると、これからどうなるのか。一発に人間社会が終わってしまうということもあり得ると。オゾンもそうですよね、フロンガスも大変だったじゃないですか。知らないうちになっていましたからね。

やっぱり、そういうことを検討して、科学でやらないといけないこともありますが、それとは別に、自然を本当に大切にするという中で二段構えでやってほしいなという思いで、私が行き着いたのがスローライフだったわけです。

どんどんスローライフというのを表に出して、観光型でなく、環境型のスローライフを中心にして、どんどんと前に向かってやってほしい。

どうですか、やっていただけますか。

河崎環境首都課長

ただいまの西沢委員のお言葉をしっかりと心に留めまして、取組に努めてまいりたいと考えます。

西沢委員

次の政策の中でも必ず、環境型のスローライフで名前をちゃんと挙げて対策を練ってください。よろしく願いいたします。

それと一つだけ、防災対策特別委員会の中には県民環境部が来ていないので、太陽光発電のことで言わせていただきます。

大災害のときに、当然電気は長期間、停電しますよね。対策本部なんかでも医療用発電をやったり、冷暖房をやったり、いろいろしないといけない。ところが、電気がストップする。あとは燃料しかないが、燃料は数日間しか持たない。それで、太陽光が非常に役に立つということで、大災害のときほど、この太陽光発電ほど本当に効果的なものはないわけです。

でも、残念ながら今起こったときには、各個人、会社、公的機関がやっている太陽光発電は、多分その建物だけしか使えないと。それを、特に防災対策を重点的にやっている学校、病院、警察とかの所に向けて、個人がやっている太陽光発電も利用できる仕掛けをやったらいいかなど。今からそういうことをしておいたら、太陽が照っている間は、それを利用できる。大災害のときには、外から燃料がどれだけくるかどうか分かりません。燃料が二、三日で終わってしまったら病院体制もできません。

そういうことをやる体制づくりを検討してほしいと、ひとつよろしく願います。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、西沢委員から防災時の太陽光発電の活用というような御趣旨の御質問かと存じます。

委員がおっしゃるように自然エネルギー、特に太陽光はよく普及しているところですけども、非常に災害に強いというような形の特徴を持ってございます。正に自立分散型のエネルギーということで、東日本大震災以降、非常に見直されているという言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういったところでございます。

委員御指摘の仕組み、仕掛けにつきましては、非常に前向きなと言いましょいか、いい御提案かと存じます。もちろん、これからいろんな調整をしなければいけない問題、もちろん民間の方の協力というのが第一でございますので、その方にまず自然エネルギーについての御理解、あるいは防災についての御協力の御理解も当然ながら必要でございます。

また、少しテクニカルな話をすると、恐らく今、全部系統に各家庭がつながっているかと思しますので、系統が壊れるということを想定した場合に、いわゆる自営線でもってつないでいくというような作業が出てくるのかと存じます。自営線を引くとなると経費もかかるというようなところもございます。

そういった、後ろ向きなテクニカルな問題等いろいろございますけれども、非常に議員のおっしゃる部分につきましては、そういうことができれば理想的かというふうに考えてございますので、防災部局ともいろいろお話をしながら、いろんな災害に対する対策を打っていると思っておりますけれども、そういったことがどういった形でできるのかということを含めて、防災対策の一つとして検討していきたいと考えてございます。

中山委員

重複しますが、とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業についての事業費が、いろいろ新たな趣向を凝らしてということで上がってきているのだというふうな答弁を頂きましたけども、例えば平成25年の7,500万円。これは、演奏会数が7回ですよ。平成27年度も同じ7回にもかかわらず、約1億円増えている。最近では、平成27年度と平成28年度、1回増えておりますけれども、ここでも1億円増えていると、どういうふうな違いがあるのでしょうか。

吉成文化創造室長

中山議員から、今回提出させていただいた演奏会関連事業費につきまして、御質問を頂きました。

まず、演奏会関連事業費ということでございますが、ここにつきましては少し下に米印で書かせていただいているんですけど、演奏会におきまして、大きな演出等を伴います場合ですとか、例えば今回、演奏会の映像に基づきまして「百年の火花」という映画を制作していただいているということで、「第九」のPRにかかる経費もここに入っているというところでございます。

ですので、例えば平成27年度から平成28年度に1回増えただけで、かなり大きくなっているという感覚があると思いますが、その中には演奏会だけじゃなくて、いわゆる関連事業ということで、それも含めての額という形で御認識いただければというふうに思っております。

中山委員

かなり、内容が充実してきているということですよ。この前も、第九演奏会を見させていただきました。本当に素晴らしい演奏だったと思っております。今度は、100周年記念で倍増を目指すということで、また予算がかさんでいくのだろうけども、それなりに応じた演奏をして感動を与えてくれたら、それでいいとは思いますが、それなりの演奏をするように今後、頑張っていただきたいのですが、ただ、やはりスポーツの世界もそうです。

昨日か一昨日かに、ゴルフの四国アマチュア選手権の結果が出まして、徳島県の杉原大河君が2位になりました。やはり、ゴルフなんかは特にそうですけども、宮里藍ちゃんが引退するというふうになってきて、これは自分のパフォーマンスができなくなってきたようですね。まだ30歳だったと思えますけども、それでも若い人の力というのが台頭してきて、なかなかもう付いていけない部分があると思うんです。

そこでお伺いします。秋山さんというのは今、幾つでしょうか。

吉成文化創造室長

秋山先生につきましては、県の音楽監督ということで、この第九演奏会につきましても指揮をしていただいておりますし、今では東京交響楽団の桂冠指揮者という形で、また広島県の楽団のほうでもかつて指揮者をされていた、また海外でもたくさんの指揮経験がある、文化功労者にもなっている大変素晴らしい指揮者でございまして、県としていろいろなアドバイスを頂きながら音楽事業を進めているところでございます。

年齢につきましては、すぐには出てまいりませんが70歳少しだと思います。

中山委員

イチローも自分のパフォーマンスができなくなってきた、本当に偉大な功績を残したあれだけの人でも、やはり年齢には勝てないですね。これからお金をかけて、我々県民のことを楽しませてくれる「第九」の演奏もしかりですけども、本当に素晴らしいものに対しては幾らお金をかけてもいいと思います。でも、もうそろそろいいのではないかと、やっぱり後世、次の人を育てるということも必要だと思います。

そういった意味で、そもそも、とくしま記念オーケストラというのが、国民文化祭の開催を契機に設立されたと聞きますけども、経緯や目的というのはどういうところにあったのでしょうか。

吉成文化創造室長

とくしま記念オーケストラにつきましては、中山委員からお話のとおり、第2回目の国民文化祭の決定を契機に結成されたところでございます。

なぜ、こうした楽団を結成したかと申しますと、まず1回目の国民文化祭におきましては、プロの東京交響楽団と徳島交響楽団の共演という形で行いまして、さらに、そうした1回目の国民文化祭を超えるような形の演出を考える中でより特色を持ったものとして、いわゆる東京などにある常設の楽団になりますと多額の固定経費も必要になるといったところで、イベントごとと言いますか、コンサートごとに楽団員を集める新たなスタイルということで、こうした楽団を結成したところでございます。

中山委員

この新たなスタイルのオーケストラというのは、誰が発案したのですか。知事なんでしょうか。

吉成文化創造室長

2度目の国民文化祭の開催に当たりまして、関係各所また県内外の有識者の方からアドバイス、また御助言を頂く中で決定したものと聞いております。

中山委員

先ほどの答弁の中で、常設の楽団じゃなくて寄せ集めという話ですね。私は、ずっと今年で6回目となる小松島音楽祭というのをやっております、各中学校、高校の吹奏楽部が出てくれております。それに出るために一生懸命、日夜練習をしている。オーケストラというのはジャズと違って、ジャズというのはみんながそれぞれが寄せ集めでセッションをするというのがジャズであって、オーケストラはそうではないと思います。

今いらっしゃる中で、吹奏楽の経験がある方は、いらっしゃるんですか。いらっしゃるらない。これは間違っているかもしれないけども、クラシック音楽というのは、やっぱりハーモニーが大事なのかなと思って、寄せ集めの人たちが、いきなり来て初見じゃないだろうけどもパッと来て、では、どれだけ県民の人たちを、すごいと感動させるようなパ

パフォーマンスが果たしてできるのかと思いますが、どうなのでしょう。

それができるということで、そういう常設の楽団よりちょっと安い演奏家の寄せ集めが、とくしま記念オーケストラなのでしょう。ちょっとその辺のところを詳しく教えてください。

吉成文化創造室長

私ども、そうした形でプロの方、一流の演奏家の方が集まった中で、今、中山委員がおっしゃった、すぐにそうしたすばらしい高度な演奏ができるのかどうかといったところでございますが、それぞれプロの演奏家の方々にお願いをし、当然リハーサルなんかも通しまして、それぞれの楽器の合わせというのも必ず行うような形で、秋山先生は特にリハーサルを大事にされる方でございますので、随分長くりハーサルもされたり、プロの演奏家、一流の演奏家の方が持ち合ったそれぞれの技術の一つにまとめて、指揮者の方が観客の方に提供するといった形で、今まではやってきたものでございます。

すばらしい演奏とお褒めの言葉も頂いております、そういった形で十分、皆様方に演奏を提供できているのかなと認識はいたしております。

井川委員長

ちょっと小休させてください。（15時03分）

井川委員長

再開いたします。（15時06分）

中山委員

要は、徳島という冠が付くわけでしょう。とくしま記念オーケストラに今、徳島県人は参加されているのでしょうか。

吉成文化創造室長

それぞれの楽団員の方の出身地等は、ちょっと把握しておりませんので詳しくは分かりません。

中山委員

やはり、全て芸術というのは感性のものだと思うんですね。感性が豊かな人、それは秋山先生にしても非常に感性が豊かで、これだけの実績をつくられている人だと思います。でも、もうそろそろ若い人を育てる意味でも、後進に譲っていくべきだと思います。

私はずっと6回やっておりますけども、発表の場がないんですね。やっぱり発表の場、大きな舞台を積みば積むほど、そのスキルというのは上がっていくのかなと。これは何でもそうなんです、野球にしてもそうだと思います。音楽もしかりだと思うんです。経験を積みば積むほど上手になる。でも悲しいかな、せつかくこういうふうな、とくしま記念オーケストラというのがあるのに、なかなか県人の人、県民の人が参加できないというのは、ちょっと問題があるのかなと私は思います。

名西高等学校にしても音楽で有名じゃないですか。徳島文理大学には、むらさきホールという大変すばらしいホールがあります。そういうところで演奏する経験があれば、多くあればあるほど、きっと個人的なスキルというのは上がっていくと思うんですね。先ほど公安委員会でも申しました警察音楽隊も一生懸命練習をした結果、あれだけすばらしい演奏ができるんです。やっぱりこれはハーモニーになっているわけですよ。不協和音にはなっていない。

そういうふうなことから、低額の、きちんとした、一生懸命、日夜練習ができる楽団に今後は任せるほうがいいのかと私は思います。せっかく、全国初2度目の国民文化祭をした「文化立県とくしま」というからには、本当にほかと違ったパフォーマンスを、それに対して例えば、もっとお金がかかるとなってもいいと思います。ちゃんと徳島県で音楽を志した人が、それだけ成長していくべきだと思うんです。それに対してお金を払うべきだと思うんです。やっぱり、育てる。捨てるじゃないけど、今だったら血税をどんどん捨てていくように思うんです。よその県から来た人たちにお金を払っているわけじゃないですか。やはり、身になるお金を使うべきだと思います。

そういった意味で、私もずっと音楽をやっているんで、本当に音楽をしている人たちを一生懸命応援したいと思います。やはり、「文化立県とくしま」という言葉を掲げている以上、是非とも後進の成長というものに対してお金をかけていただきたい。捨てるのではなくて、身になるお金の使い方というのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

吉成文化創造室長

中山委員から、いわゆる学生の演奏指導でありますとか、徳島に演奏家が育つような取組を更に進めるべきだという御提案を頂きました。

これまでも委員のお話の中にありましたように、中学校、高校などで演奏指導も合唱指導も行ってきたところでございますけど、確かにそうした芽をどんどん育てていくことは非常に重要かと思えます。これ以降も、そういったことを更に充実させていきたいというふうに考えております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（15時11分）